

千葉県における平成26年度農産物検査計画について

平成26年3月27日
千葉県農林水産部安全農業推進課
電話：043(223)3091

1 目的

平成26年3月20日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の方針に従い、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資する。

2 検査対象品目

(1) 平成25年4月1日以降、国内で基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された品目

ア 穀類、豆類：米、大豆

本県の該当品目：無し

(2) 平成25年4月1日以降、国内で基準値の1/2(50Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く)

ア 野菜類：ジュンサイ、ブロッコリー

イ 果実類：ユズ、ウメ、カボス、キウイフルーツ、クリ

本県の該当品目：ユズ

(3) 国民の摂取量を勘案した主要品目

ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類

(4) 生産状況を勘案した主要農産物

ア 県主要農産物

①野菜類：ネギ、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ヤマトイモ、ショウガ

②果実類：ビワ

③豆 類：落花生

イ 市町村の生産振興品目等

①平成 25 年度放射性セシウムが検出された品目

・野菜類：レンコン

・果実類：クリ、夏ミカン・甘夏、ハッサク、ウメ

②市町村枠：各市町村 5 検体まで

※ 事故後初めて出荷するものであって、検査の実績がない品目
(ガイドラインⅡ 3(10))

3 検査対象市町村等の設定及び検体数

(1) 検査対象品目<2の(2)>

ア 当該品目から基準値の 1/2 を超える放射性セシウムを検出した地域
： 3 検体以上

イ その他の市町村： 1 検体以上

(2) 検査対象品目<2の(3)、(4)ア>

ア 検査実績のある市町村等から農業事務所毎に 1 市町村： 1 検体
(露地と施設栽培は区別)

(3) 検査対象品目<2の(4)イ>

ア 数値を検出した市町村： 1 検体

イ 市町村の生産振興品目等について、要望により協議する。

4 検査の頻度及び時期

品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週 1 回程度）に実施する。

(1) 野菜類・果実類：出荷開始前から出荷初期段階で実施する。

(2) 茶

(3) 穀類・豆類

} 個別計画により実施